

# 四日市港管理組合公報

第1086号

令和4年6月30日

木曜日

---

## 目次

---

### 訓令

○四日市港管理組合発注者綱紀保持規程を定める訓令

(総務課) 2

## 訓 令

## 四日市港管理組合訓令第2号

庁 中 一 般

四日市港管理組合発注者綱紀保持規程を次のように定める。

令和4年6月30日

四日市港管理組合管理者 三重県知事 一 見 勝 之

## 四日市港管理組合発注者綱紀保持規程

(目的)

第1条 この規程は、四日市港管理組合（以下「組合」という。）における公共工事等の発注事務に関し、発注担当職員及び職員が遵守すべき事項を定めることにより、公共工事等の発注事務に係る関係法令遵守はもとより、県民・市民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって県民・市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「公共工事等」とは、組合が調達する工事、建設コンサルタントその他の業務、役務及び物品をいう。

2 この規程において、「発注事務」とは、公共工事等における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、監督及び検査並びに契約の履行状況の確認及び評価その他の事務をいう。

3 この規程において、「発注担当職員」とは、発注事務を担当する職員をいう。

4 この規程において、「事業者等」とは、事業者（事業を行う個人を含む。）及び組合所管の事務・事業に関わる事業者団体をいう。

5 前項に規定する事業者等には、その役員、構成員、従業員、代理人その他これらに準じる者を含むものとし、組合の職員であった者にあつては、事業者等における役職の有無及び名称のいかんを問わないものとする。

6 この規程において、「不当な働きかけ」とは、発注担当職員を含む職員に対して行われる事業者等又は組合の職員、国家公務員若しくは地方公務員等からの行為のうち、個別の契約に係る発注事務に関するものであつて、当該発注事務の公正な職務の執行を損なうおそれのある次に掲げるものをいう。

- (1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
- (2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
- (3) 非公開又は公開前における予定価格又は低入札価格調査基準価格（これらを推測できる

金額を含む。)に関する情報漏洩要求行為

(4) 入札参加者についての公表前における情報漏洩要求行為

(5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

(発注者綱紀保持担当者)

第3条 発注事務に係る職員の綱紀保持を図るため、組合に発注者綱紀保持担当者を置く。

2 発注者綱紀保持担当者は、経営企画部次長をもって充てる。

(発注担当職員及び職員の責務)

第4条 発注担当職員は、公共工事等の多くが経済活動や県民・市民の生活の基盤となる港湾施設等の整備を行うものであることを自覚するとともに、発注事務に関しては、県民・市民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

2 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、四日市港管理組合財務規則（昭和41年4月1日規則第12号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、刑法（明治40年法律第45号）その他の発注事務に係る関係法令等を遵守しなければならない。

3 発注担当職員は、発注事務の実施に当たっては、常に公正な職務の執行と透明性の確保に留意するものとし、問合せ等について必要な情報を提供する等適切にこれに対応しなければならない。

4 職員は、発注担当職員に対して、前3項の規定に抵触することとなる働きかけを行ってはならない。

(秘密の保持)

第5条 発注担当職員は、非公開又は公開前の予定価格、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の契約締結前における低入札調査基準価格又は最低制限価格及び落札前における競争参加業者名その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。当該発注事務に係る発注担当職員でない職員その他の者にこれを教示若しくは示唆をし、又は発注事務の目的以外の目的のために利用してはならない。

2 発注担当職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 秘密に関する書類（その写し及び記録媒体を含む。次号において同じ。）を庁舎外に持ち出し、送付（電磁的方法によるものを含む。）をし、その他これに類すること（発注事務のために必要な場合を除く。）

(2) 正当な理由なく、秘密に関する書類の全部又は一部を謄写し、又は複製すること

- 3 職員は、発注担当職員に対して、前2項の規定に違反する行為を教唆し、又は幫助してはならない。

(事業者等との応接方法)

第6条 発注担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い、一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

- 2 発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、受付カウンター等オープンな場所で複数により対応するなど、県民・市民の疑惑や不信を招かないようにしなければならない。

(執務環境の整備等)

第7条 経営企画部長は、公共工事等の発注事務に関し仕様書及び設計書の作成担当課等の執務室について、次に掲げる事項の実施その他の秘密の漏洩の防止を図るために必要な措置を講じるものとする。

- (1) 執務室への自由な出入りが制限されている旨を掲示等の方法により周知すること。
- (2) 担当課等において発注担当職員が事業者等と応接するための場所を確保するよう努めること。

(発注事務に関する報告)

第8条 発注担当職員を含む職員は、発注事務に関し、秘密漏洩、談合関与、賄賂授受、便宜供与など、この規程の規定に抵触すると思料する事実を確認し、又は通報を受けたときは、速やかに発注者綱紀保持担当者へ報告するものとする。

(不当な働きかけに対する対応)

第9条 発注担当職員を含む職員は、不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、受付日時、相手方、行為の内容等について、速やかに発注者綱紀保持担当者へ報告するものとする。

(報告を受けたときの処理)

第10条 発注者綱紀保持担当者は、第8条及び第9条の規定による報告を受けたときは、公益通報又は業務に関する要望等への対応として、別に定めるところにより、適切な処理が行われるよう職員を指揮、監督するものとする。

- 2 発注者綱紀保持担当者は、公共工事等の公正かつ適正な執行に重大な支障を及ぼすおそれのある事案であると判断した場合は、その対応又は是正に関し協議するため、経営企画部長に次により発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）を設置することを要請することができるものとする。

- (1) 委員会は、会長、副会長及び委員若干名をもって組織する。
- (2) 会長は、経営企画部長をもって充て、副会長は、経営企画部次長をもって充てる。
- (3) 会長は、委員会を総理する。

- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (5) 委員は、課長又はこれと同等以上の職にある者のうちから、会長が命ずる。
- (6) 委員会は、事案の調査を行った上で、事案への対応又は是正に関し検討し、対応等を決定するものとする。
- (7) 委員会は、必要に応じて弁護士等の有識者の意見を聴取した上で対応等を決定することができる。
- (8) 委員会の庶務は、経営企画部総務課において処理する。

(発注者綱紀保持対策の周知)

第11条 発注者綱紀保持担当者は、公共工事等の発注事務に係る綱紀の保持に関する理解及び協力を得るため、この規程を組合のホームページに掲載するなどして、周知に努めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

---

発行 四日市港管理組合

三重県四日市市霞二丁目1-1  
四日市港管理組合経営企画部総務課  
電話 059-366-7006

四日市港管理組合公報は、四日市港管理組合ホームページにも掲載しています。

<http://www.yokkaichi-port.or.jp/>

---